資料11

2015年10月19日　第24回ガスシステム改革小委員会資料

小売全面自由化の詳細制度設計等についての意見

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長　大石美奈子

＜「前回の指摘事項について」のご回答に対して＞

〇ガイドラインの位置づけについて質問したい。あくまでも指針ということであれば事業者にとっても消費者にとっても法律との関連が見えずわかりにくい。頑張ったが守れなかったということが認められ罰則はない、ということは問題である。なぜなら、消費者が新しくガス（事業者や料金メニューを含む）を選ぶのに、料金以外の何も選択の根拠にならないからである。料金メニュー（料金の算出方法も含む）の公表は、望ましいのではなく、必ず行うべき行為として整理されるべきものと考える。値段のついていない商品を消費者に選べというようなもので、消費者庁としても問題はないのか伺いたい。

〇尚、16条の苦情等の処理において迅速に処理するのは当然のことで、この業務改善命令は受けようとするものに受けているものに対するものであることから、上記とは別の内容と考える。

〇さらに、ＬＰガスでは法律（液石法14条に）以下の規定がある。が契約についてのトラブルがなくならない。

＜ご参考　液石法第十四条（書面の交付）条文＞

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一、液化石油ガスの種類　二、液化石油ガスの引渡しの方法　三、供給設備及び消費設備の管理の方法

四　第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五　当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項⇒**施行規則第13条に価格算定方法**を規定

２　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

＜ご参考：相談事例＞

事例１：自宅に訪れた営業員から領収書の提示を求められ見せたところ、「この契約は高すぎる。うちのほうが安い。」と料金を提示され変更した。２か月で値上げの請求があり以前のガス代金と同じに、また１年経った今では以前の業者よりも高額となったが、契約のときには値上げの話は聞いていなかった。

事例２：「ガス料金が安くなる」と訪問した業者に勧誘され契約した。その際「今のガス会社との解約手続きは当方がやるので何もしなくてもよい」「清算はまかせてほしい」と説明されたので、委任状に記入して渡した。しかし、解約をしたガス会社から配管設備の撤去作業の費用を払うよう請求された。

千葉県宮里市HPから

以上のことからLPガスでは上記14条が機能していないということであり、なぜ都市ガスはガイドライの制定で大丈夫だと言いきれるのかご回答をいただきたい。

＜今回の議題：経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準について＞

〇競争が起こっているという基準について、オブザーバーで来られている公正取引委員会の方にお尋ねしたい。これまでの議論で 75 という数字がでているが、常識的に考えると半分以上 50%を超えるあたりか、または、複数存在する場合は 30 から 40 でもありえるのではないか、本日でなくてもよいので見解をお願いしたい。

〇そのうえで、電気のようにスイッチが電話 1 本でできるものと違って、都市ガスからプロパンガス、灯油、オール電化に乗り換えるためには、機器の買い替えも含め、かなりの経費がかかるため消費者は簡単に乗り換えないと考えるため、単に数字でここまでと切るのは乱暴すぎるのではないか。
また、仮に、数値がかなり低い状況であっても、料金規制がはずれれば競争相手が入ってこなければ、いくらでも料金を上げることが可能となり、他の事業者やほかのエネルギーにスイッチできない消費者は黙って値上げを受け入れるしかなくなるので問題と考える。

〇実際に競争が起きているかどうかは、新築や改築の戸数を分母としてみないとわからない。昨年 12 月の第 17 回委員会で、猪狩オブザーバーが、新築地域ではオール電化率が９０％だと発表し、杉本委員、古城委員から資料を出すようにとのことであったが、提出されないままとなっている。今回は是非、実際の数値をだしてほしい。そして、そのうえで再度現状を見ながら検討すべきと思う。また、海外の例をみても自由化になっても料金は下がらなかったと聞いている、料金規制の撤廃との関連をうかがいたい。

〇さらに、たとえ経過措置を残したままでも料金を下げて競争することは可能である。その意味では、経過措置が残っていても自由化競争が起きることには何も問題はないはずである。また誤解のないように申しそえるが、消費者はただやみくもに 1 円たりとも料金を上げてはいけないと言っているわけではない。燃料費の値上がりなど国が認める理由で検討された上げ幅であれば、消費者が納得して支払っている。要するに、理由のない値上げは問題であるということである。

〇経過措置をはずしても問題ないのは、自治体が小売を行っている場合などで、たとえ料金規制が外れても、料金は透明であろうし、値上げのためには市議会などの承認が必要になるからである。その他の地域については、簡単に経過措置を外すべきではなく、仮に外す場合には競争があるとしっかり検証される必要がある。それまでは、経過措置は残すべきと考える。

尚、前委員の杉本まさ子氏（NACS）が消費者代表として、本年 6 月開催の参議院で提出した資料を提出させていただきます。是非ご一読いただきまして、消費者の意見にご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上

ガスシステム改革に関する意見
～　ガス小売全面自由化と家庭消費者保護　～

平成２７年６月９日

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

杉　本　ま　さ　子

【参考】家庭用における電気とガスの違い

項　目	電　　気	ガ　　ス
代替性・必需性	照明・冷蔵庫等電気器具は代替性なし	暖房は石油・電化が代替が容易 厨房・給湯は代替性が小 （注）オール電化・ＬＰ・都市ガス間の変更は、集合や賃貸住宅は困難。持家戸建も費用負担大
製造多様性	自然エネルギー、火力・水力・原子力等様々な電気	ガスは単一。LNGはほぼ輸入で限定的。 LPGも輸入率（8割）が高い
ネットワーク	全国送電網が発達。卸市場が容易？ 複数の送電事業者を経由する託送料金の累積加算がない	導管網は脆弱。 LNGは基地を起点とした卸市場が困難？ 複数の導管事業者経由の託送料金は累積加算 （注）卸先家庭消費者の消費量は少ないので小売価格が高くなり、小売選択メリットがない
保安	感電の可能性小 震災等大規模二次災害の危険性は自分で防げる	漏えい・無臭CO中毒で緊急性大 震災等大規模二次災害は自分で防ぎ難く危険性が大きい
事業者数	全国10電力会社	一般ガス約200社・簡易ガス約1，400社 LP販売社約2万社

生活に必需のガスと家庭消費者保護

■全国約５千万世帯の暖房は灯油やエアコンが多いですが、都市ガス約３千万、ＬＰガス約２千万世帯の台所やお風呂ではガスが利用されており、**いずれのガスも他エネルギーに転換し難く、日常生活に必要不可欠なライフラインです。**

■そのガスは、一般ガス約２百社、簡易ガス約千社またＬＰガス２万社が供給しています。
　大手ガス会社が大都市圏で供給する約２千万世帯と同様に、**他の一般・簡易ガスやLPガスが供給される残り約3千万世帯も消費者利益を得るべきです。**

■海外では自由化当初に料金メニューが多いなど、苦情も多発しました。今回の法律では、悪質な小売業者による被害防止のために、**書面交付義務など消費者保護策や、「電力・ガス取引監視等委員会」による監視制度があり非常に安心できます。**

■他方、書面交付義務があり自由化する**LPガスでは、料金など不透明な取引に数千件もの相談があります**（Ｐ４）　**。**我慢できず相談する件数は氷山の一角で、潜在的な不信は大きいと思います。
　２９日本会議で総理や大臣のご発言に「エネルギーの一体改革で縦割り市場の垣根を越えて消費者メリットを享受できる。電力・ガス取引監視等委員会では、自由化後の消費者利益保護に万全を図る」とありました。**その通りに消費者が安心してLPガスも選択できるよう、縦割り行政ではなく、LPガス販売もその委員会で監視して、自由化による不利益な実態を撲滅する制度にして下さい。**

【参考】LP販売の不透明な取引に関する相談件数

■料金の情報提供不足、販売店選択、ガス管や器具所有の不透明性、及び保安の相談も多い。

相談内容		平成15年度	平成24年度
LPガスの価格について	料金制度、基本料金及び従量料金、料金表について	220	419
	他販売店との料金比較について	136	150
	地域における平均料金について	139	467
	都市ガス電力との料金比較について	55	61
	料金の改定について	22	263
	未使用期間における基本料金について	21	23
	安全機器の設置費用等について	16	15
	請求、支払い、滞納、契約、その他	295	369
	小計	904	1,767
販売店の移動について	他業者（都市ガス、電化、その他を含む）からの勧誘について（費用負担・撤去・所有を除く）	139	1,294
	その他　他業者（都市ガス、電化、その他含む）に変える際の手順・注意点について（費用負担・撤去・所有を除く）、その他	523	326
	小計	662	1,620
設備所有・関係について	供給設備・消費設備の費用負担（移動含）について	205	140
	供給設備・消費設備の撤去・費用関係について	34	192
	供給設備・消費設備の所有について（14条書面・集中監視含む）	42	33
	その他	111	66
	小計	392	431
保安について	法令、設備基準について（安全機器・集中監視含む）、燃焼機器について、調査点検について	218	328
	容器処理について（カセットボンベ除）、その他	188	680
	小計	406	1,008
その他	その他　カセットボンベの処理について、保証金について、販売店、メーカーの連絡先の照会について、その他	716	1,004
出典：全国LPガス協会	合計	3080	5,548

地方の家庭消費者は、一般ガス会社を選択できるのか？

■ガスは電気や水道と同じく、配管や器具の設置負担をして安くて安全で継続した供給を望んできたので、公益事業として料金や保安規制があります。それにより低所得者や高齢者など生活弱者も含めた家庭消費者全体が、安心して一般や簡易ガスを利用してきた背景も大切です。

■台所や風呂のガス消費量は、世帯の収入ではなく人数により異なります。**生活保護、年金生活などの生活弱者も年々増加しており、自由化に伴う料金値上げは打撃となり本末転倒です。**

■ガス自由化は、一般ガス会社同士の活発な競争がおこり、その結果、多数の家庭消費者に安くて安全にガスが継続的に供給されるのであれば賛成です。

　しかし電気は風力など地方でも発電され、送電線は全国に繋がります。大半が輸入のガスは輸入者も限られ全国に輸送導管も繋がらず、**大口の新規参入件数は全国でも僅か2%（P6）のみです。**

　特に輸送導管から孤立した地方一般ガスには、新規事業者は参入のしようがないと思います。

■また、約５０の地方卸先一般ガス事業者の約３百万世帯に繋がる国産天然ガス導管の託送料金には認可制による事前査定もなく、更に卸先ガス事業者圏内は、託送料金が累積加算されます。

　その地域で少量かつ利益の少ない多くの家庭まで、戸別にＬＰガス会社などの新規参入者が進出するとは思えません。**その意味で「小売自由化で新たに2400万件を超える一般家庭が、都市ガスの供給事業者を自由に選択できるようになる」とのガス審議会報告は、“絵に描いた餅”だと思います。**

【参考】大口ガスの新規参入件数

■大口の新規ガス参入は販売量換算で１２％だが、件数は僅か２％。それも三大都市圏に偏る。

図１．自由化範囲拡大イメージ

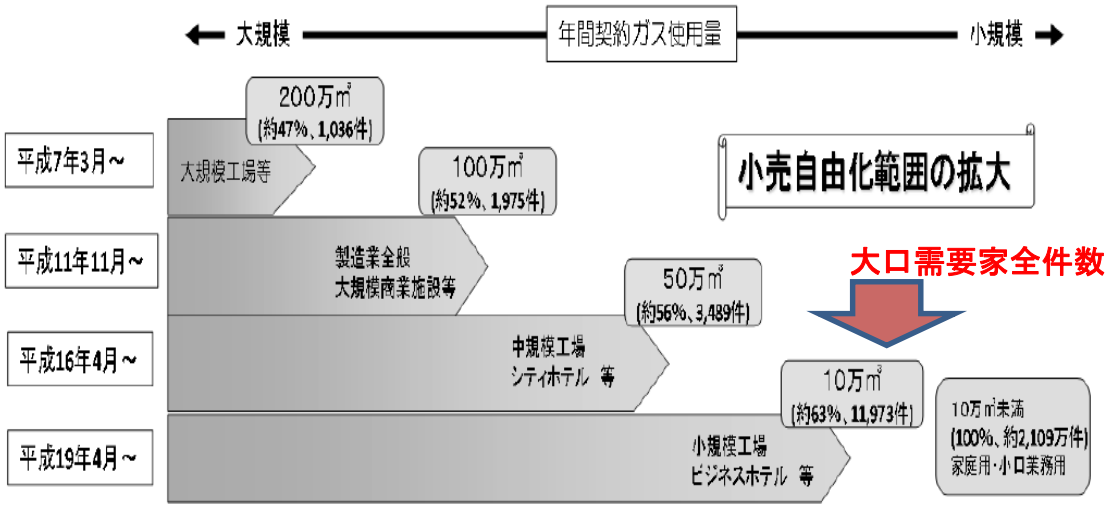

（注）（ ）内の数字は大手 10 社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（累積）及び対象需要家件数（調定件数）平成 24 年度実績

出典：日本ガス協会調べ

【図表 3-3-4】新規参入者の地域別供給状況

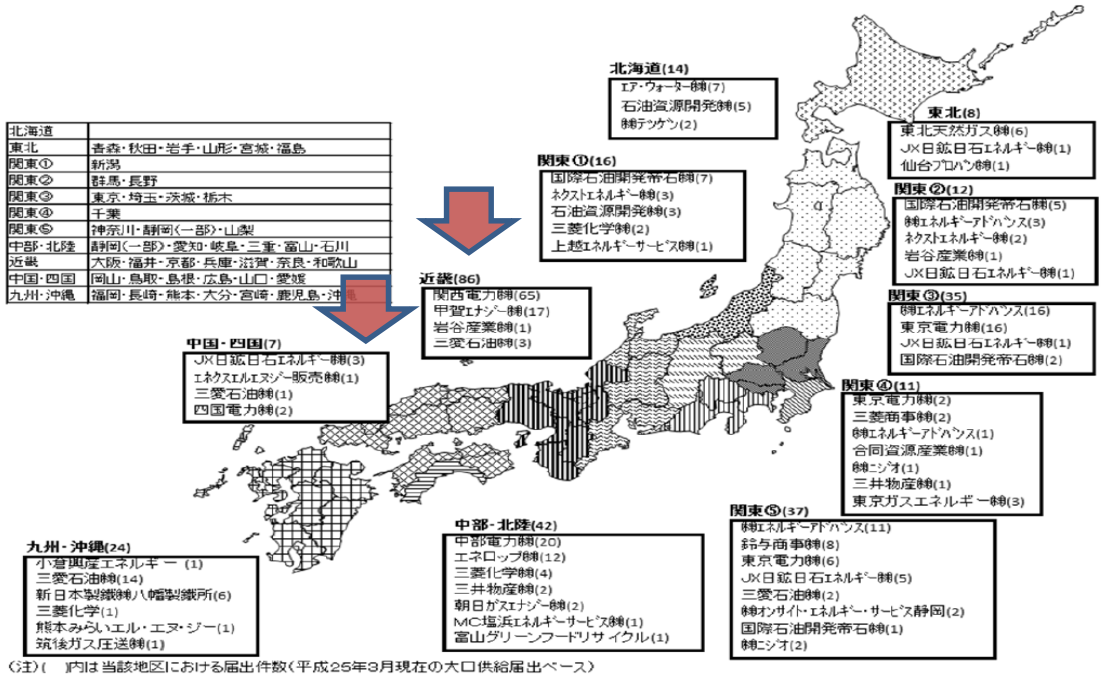

（注）（ ）内は当該地区における届出件数（平成25年3月現在の大口供給届出ベース）

【（左図）大手10社での新規参入の状況】　　＊大手10社で全ガス事業者の件数・販売量占有率は約８割

○大口供給の販売量では、新規参入者は約 15.3%を占め、電気事業における新規参率の 3.5%を大きく上回る。

○しかし、家庭需要では需要量及び需要格差が小さく、対象件数が膨大のため、件数シェアがポイント

大口ガス事業の新規参入者の届出は、計94事業者から727件（一般ガス事業者：60 事業者・435 件、ガス導管事業者：14 事業者・194 件 他の事業者：20 事業者・98 件）［平成 25 年 3 月時点］

⇒現行大口件数シェアは、727÷11,973≒6%（一般ガス事業者の区域外大口供給を除く新規ガス参入者に限定すると292÷11,973≒2%）

○右図からは、近畿86件、中国・四国7件など、地域によって新規参入者数に大きな相違が見られる。

出典　社会保障経済研究所　石川和男所長　2015.8.20　学習会　資料抜粋

自由化に関する地方家庭消費者の不安は？

■ガス審議会では、あるガス会社が**『料金はある程度シークレット部分が自由化の醍醐味で、それを明確にしたら自由化ではない。消費者が納得しなければ他に行くのが自由化』**と発言しました。
　それを聞き、**自由化とは、「消費者が事業者を選択できる一方で、事業者にも値上げや公開情報、消費者自体を取捨選択する自由」がある“両刃の剣”**だと再認識させられました。

■地方で一般ガスへの新規参入がないまま自由化をすると、ＬＰガス販売と同様に既存の一般ガス会社の独断場となります。
　料金コストなどの情報公開もせず、他燃料との競争が激しい大口の値下げコストを交渉力のない生活弱者や少量使用世帯に転嫁した値上げや、それに難色を示すと供給拒否するなど、家庭消費者に不利益が生じる懸念があります。
　簡易ガスも戸建て世帯は同じＬＰガスの事業者変更は比較的容易ですが、アパートは戸別に転換が困難なために一般ガス世帯と同じような課題があります。

■ＬＰガス自由料金は、削減し難い硬直的な小売費用のために料金規制のある一般ガスの約２倍です。**今年2月の北海道新聞でも社会問題として一面に大きく報道されました。**（Ｐ８～１０）
　地方の家庭や飲食店、中小企業の一般ガスや簡易ガスの料金が自由化で値上げされれば、アベノミクスの地方創生に大きく逆行すると思います。

【資料】LPの自由ガス料金の実態

■ＬＰの小売は料金規制がなく、約６割が人件費などの小売費用のため値下げ硬直性が大きい。

2月と10月の比較時点で、卸価格は▲492円だが、小売価格は▲12円にとどまっている

（出典：経産省資料）

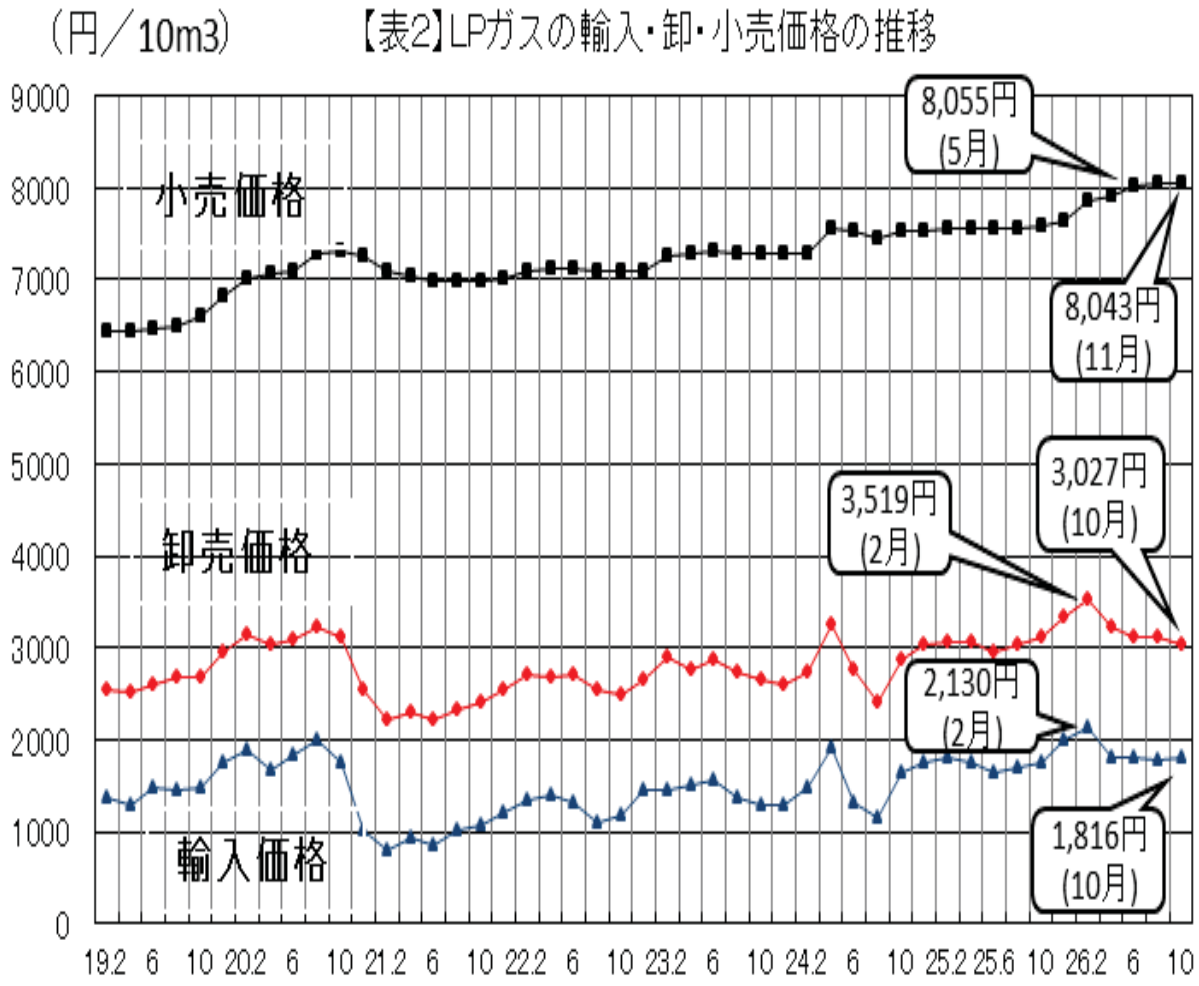

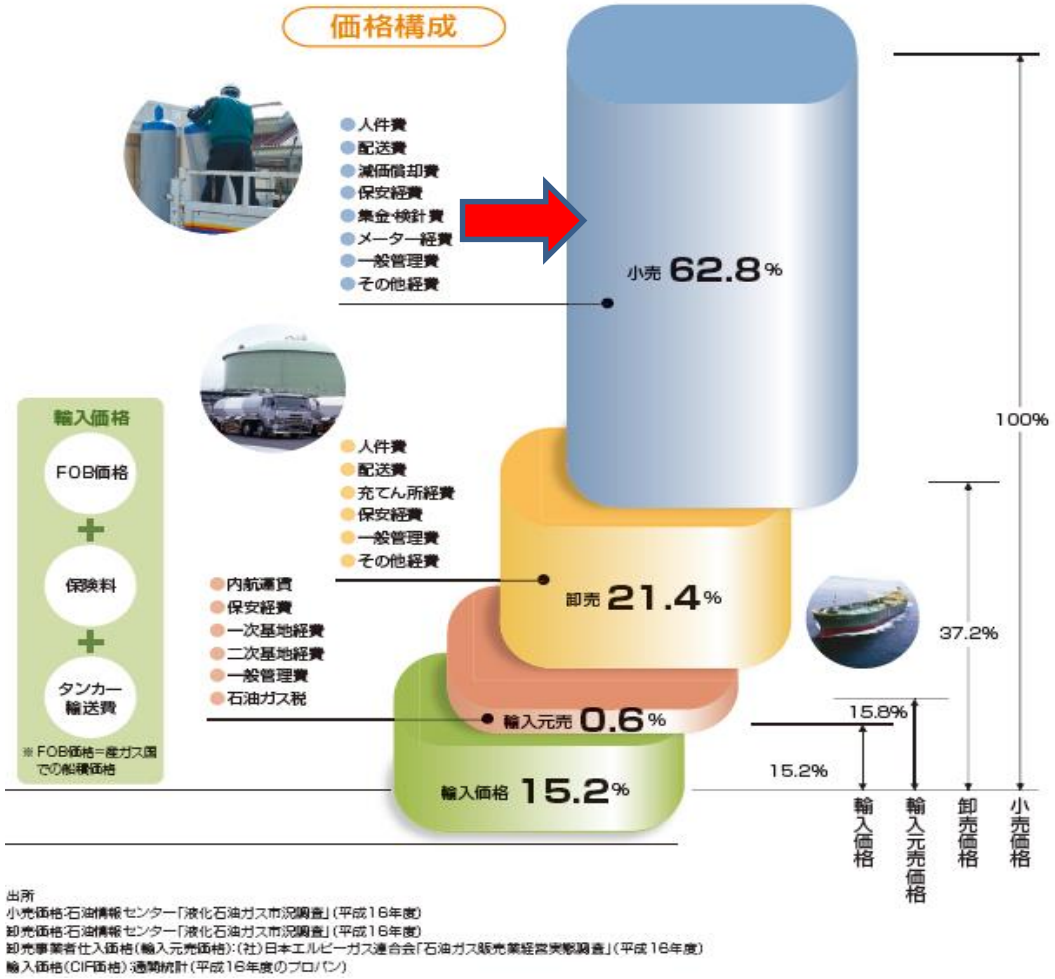

出典：エルピーガス振興センター

【参考】ガスの価格差

■ＬＰ価格は一般ガスの約２倍。一般ガスでも導管から孤立した事業者は労務費等の小売費用が割高。

一般ガスとLPガスの価格差

◆ 一般ガスとLPガスの価格を比較した場合、全国ベースで1.86倍の差が生じている。

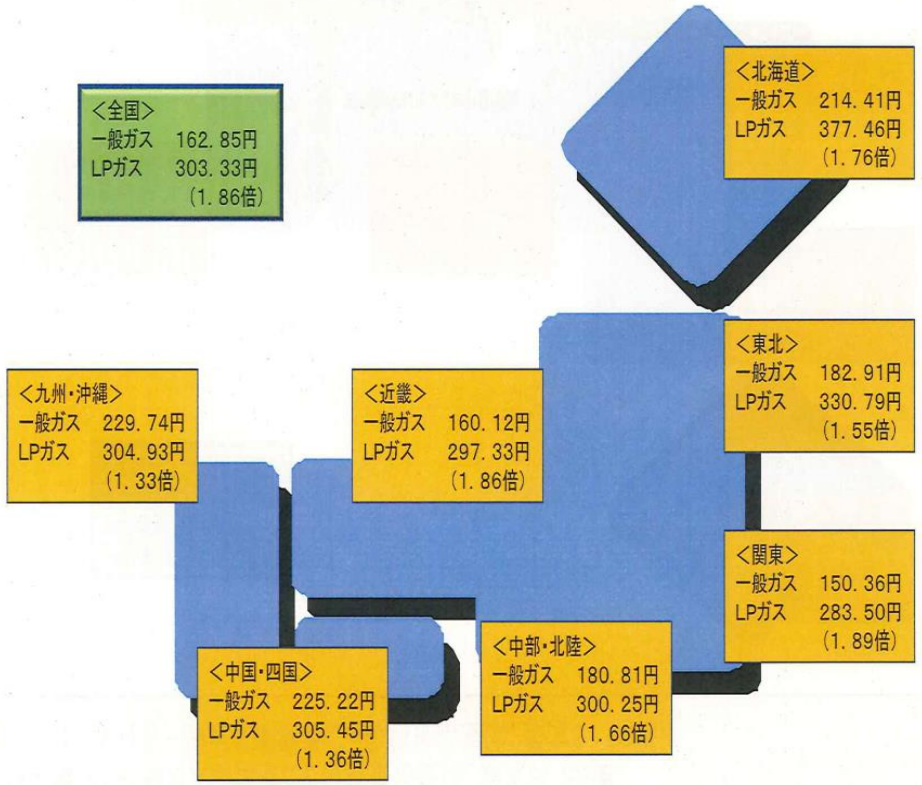

（注）料金は、平成23年度末時点の数値（基本料金含む）を基に41.8605MJあたりの価格（加重平均）を算出。
一般ガス料金は、原料費調整制度の適用による調整額を含む。
LPガス料金は、一般ガスの料金には含まれていない設備代金等が含まれていることがある。

ガス販売量当たりの原価構成（原料費以外）平成22年度

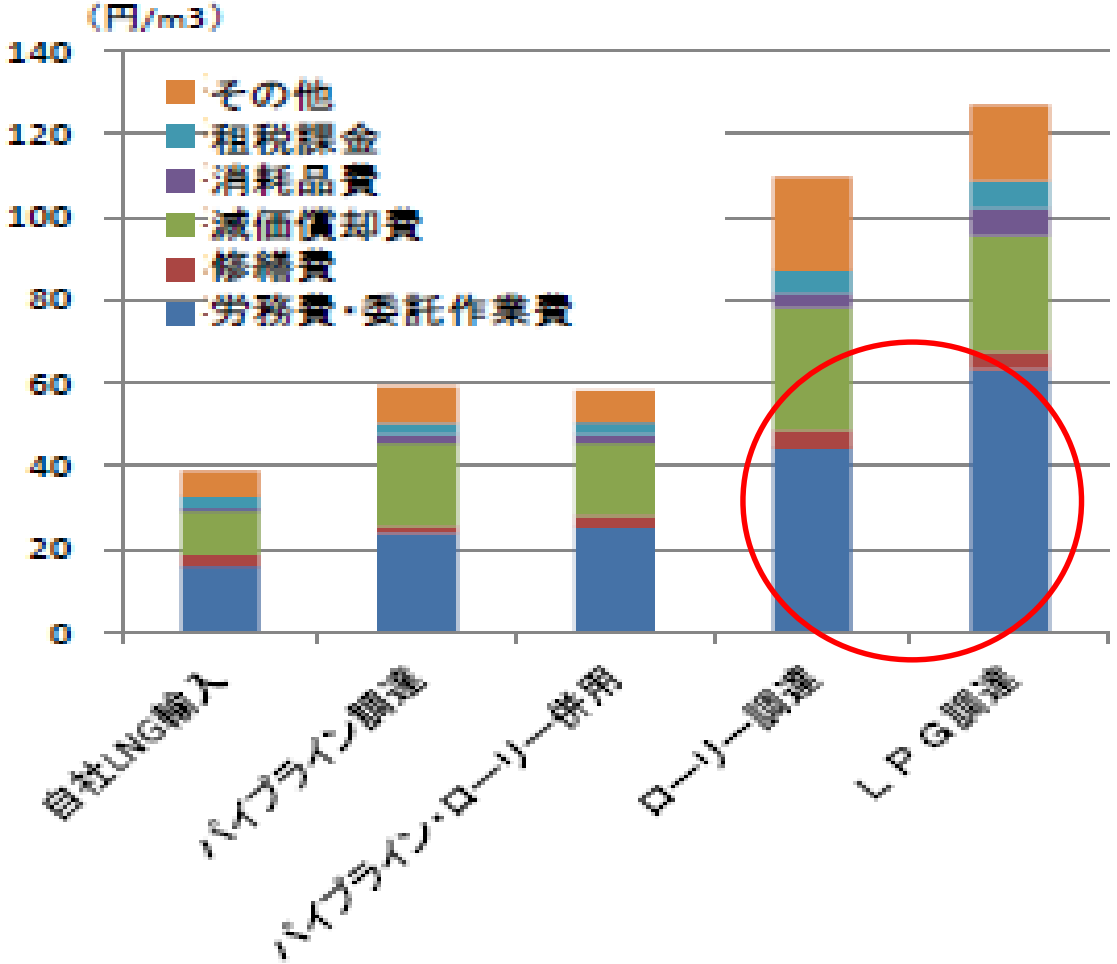

出典：資源エネルギー庁

【参考】LPガス苦情報道

■北海道新聞（平成２７年２月１２日朝刊一面）で料金設定の不透明さが指摘される。

割高ＬＰガス 不満の空気

全国一の北海道価格、苦情相次ぐ

かさむ配送コスト ■ 原油安 反映なく

最近の灯油、ガソリン、LPガスの価格動向
※札幌市消費者センター調べ

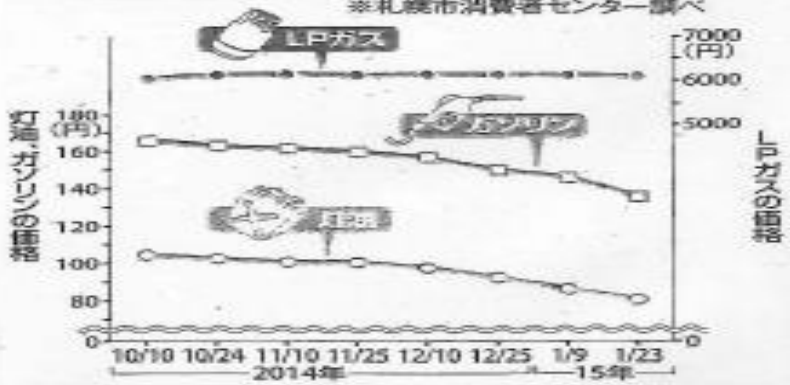

※灯油は1㌔の配達価格、ガソリンは1㌔のフルサービス給油価格、LPガスは基本料金込みの5立方㍍の小売り価格

NPO法人消費者支援ネット北海道（札幌）や消費者センターの相談窓口に、LPガスの価格や契約に関する苦情が相次いで寄せられている。特に目立つのは、道外から道内に転居しアパートを借りた人からの相談。背景には、配送コストの高さなどから他の都府県より割高になる「北海道価格」があるとみられる。

関東の「倍以上」

「引っ越してきたアパートのガス料金が、以前の倍以上もする」。関東から札幌市内に移ってきた30代の女性は昨年10月、LPガスの価格に疑問を感じ、支援ネットに相談した。LPガス販売業者からは、ガス料金を払えない場合に備えるためとして、保証金1万5千円も請求された。女性は「生活にも支障が出る」と悩んでいたという。

LPガスに関して支援ネットに寄せられた相談は2013年度以降で計14件。中には、故障しているファンヒーターの使用料を払わされ続けた、という苦情も。大崎明子事務局長は「新築するアパートでLPガスを使ってもらおうと、業者が配管工事を肩代わりし、それを入居者が払うガス料金に上乗せしているケースもあり、料金設定が不透明」と指摘する。

札幌市消費者センターにも、「転勤族であちこちの県を回ったが、こんなに高いのは初めて」（30代男性）などの相談が寄せられている。件数は増加傾向で、昨年度は109件。道立消費生活センター（札幌）も、年間100件以上の相談を受けているという。

料金にばらつき

北海道LPガス協会（札幌）によると、LPガス販売業者は道内に約1600社あり、約150万世帯に供給している。札幌市内でLPガスを使っている世帯は約6割を占める。都市ガスなどとは異なり、料金は業者が個々に設定している。

石油情報センター（東京）の調べでは、昨年末の道内のLPガス（5立方㍍）の平均小売価格は全国で最高の6147円。最安の東京都より約1700円高い。業者により料金にばらつきがあるのも特徴で、札幌市消費者センターによると、同市内の小売価格は4830円から7776円まで、大きな幅がある（1月23日現在）。

また、昨年10月以降、原油相場の下落に伴い灯油やガソリンは値下がりが著しいが、同様に石油から作られるLPガスは高止まりしている。

道内は、配送距離が長い、積雪でボンベの交換に手間がかかるなど、輸送コストがかさみがち。その上、ガスコンロで調理用だけに使用することが多く、1世帯当たりの使用量は全国平均の半分以下にとどまる。都市ガスや電気などとの競合も本州などより少ない。これらが原因となり、割高な価格設定になるという。

道内唯一のLPガス販売業者は「冬場には除雪が行き届いていない生活道路を走ってガスボンベを交換している。これでもギリギリの料金設定」と理解を求める。LPガスの価格が下がらないことについては「たくさん在庫があり、灯油などと比べ小売価格に反映するには時間がかかる」としている。

利用者からの苦情に対し、道LPガス協会は「利用開始前に料金や保証金の有無などの契約内容をしっかり確認してほしい」と呼びかけている。

一般ガスの競争がなくてもガス料金は下がるのか？

■海外は、自由化後も家庭用ガス料金が上昇し、欧州では「ガス自由化の効果を検証している」とのレポート[大和総研]もあります（Ｐ１２）**。**複雑な自由料金で透明性も低下しているようです。
　海外でも小売競争による原料費高騰や公租公課を除いた小売費用が低減したデータを示されれば、消費者の納得感もあると思います。しかし、自由化した結果それらが情報公開されないので規制料金の残る国の殆どの消費者は、自由料金ではなく規制料金を選択していると思います。
　日本でも「原料等による値上げが抑制された」との抽象的な説明だけで固定的な小売費用が低減した客観的データが情報公開されなければ、家庭用消費者はメリットを実感できません。

■そもそも自由化の目的は「**都市ガス同士の競争活性化を通じ、ガス事業者の選択肢拡大と低廉な料金の実現」**であったはずで、電力同様に供給者変更の費用が不要なことが大前提です。
　それを**「都市ガス同士の競争の可能性が低い従来のガス事業者も、他燃料との競争があり料金規制は不要」と決めつけて、他燃料転換の負担を前提として都市ガス間競争のない事業者にも料金規制の廃止対象を拡大したことは“消費者目線”とは言えず、到底、納得できません。**

■例えば、賃貸やマンション5階の世帯は、配管等の造作で家主の了解をとることも、また戸別でベランダにLPボンベや電気温水器の設置やそのための電源引込みは困難です。
　新築時と違い、持家戸建でも他燃料設備への変更に負担を感じ、また継続的に一般ガスを利用せざるを得ない大半の既設住宅に住む家庭消費者の利益を考えるべきだと思います。

【参考】自由化後の海外の家庭用ガス料金動向

■自由化後も値上げ基調の欧州ガス料金。卸（citygate）価格以上に変動する米国ガス料金。

【図表 21】主要国の家庭用料金の推移

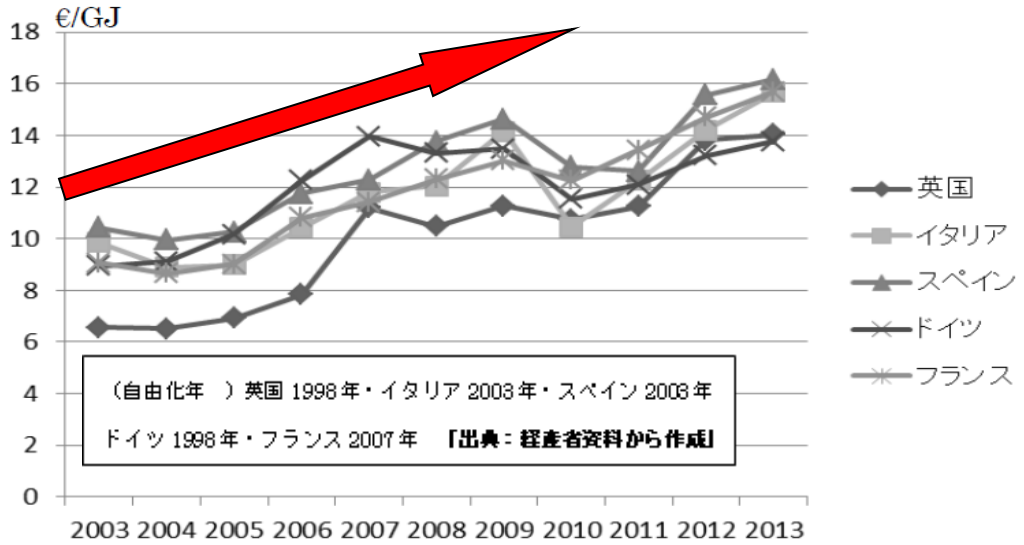

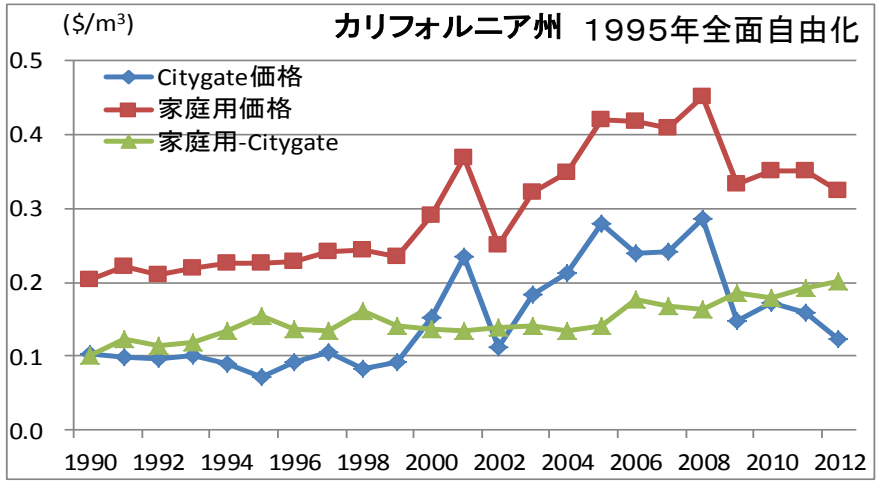

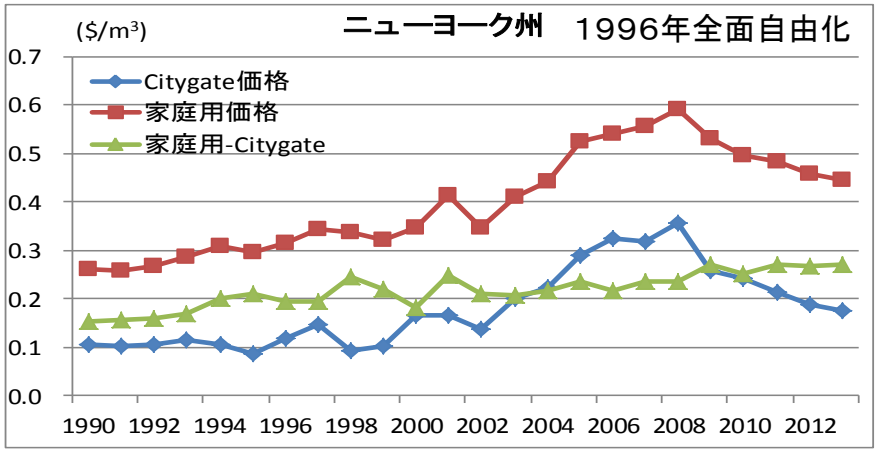

出典：エネルギー経済研究所

最終需要者（産業、家庭の両者を示す）にとって、公平な競争導入によるガスシステムの改革とガス料金の小売の完全自由化による最大の恩恵は、料金の低下ととらえられている。

しかし、欧州各国では、ガス市場の自由化の進展とは裏腹に、近年、ガス料金は上昇してきた。

2008年から2012年の期間において、家庭向け、産業向けの価格はそれぞれ15.5%、14.8%上昇した（図表1参照）。このため、期待される自由化の効果に疑問を呈す国が出てきている。

たとえば、イギリスでは議会において、エネルギー市場の規制機関Ofgem（Office of Gas and Electricity Markets）がその検証を迫られている状況にあり、フランス、イタリアでもEU主導のエネルギー自由化に疑問を呈し、統合モデルへの回帰を議論している模様である。［出典：**欧州ガス市場の自由化と日本への示唆（大和総研）**］

http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-report/20140714_008753.html

自由化に伴う家庭消費者の今後の不安は？

■昨年もガス器具関連で４００件以上の事故と３０人以上の死傷者との報告もあります。
家庭消費者は保安知識が乏しく、ガス漏れや器具の誤使用着火、無臭のＣＯ中毒などのガス事故対応は料金低下よりも最優先です。

■自由化後は、家屋に立入る器具点検は小売事業者か委託会社となります。しかし**点検能力が低いと、リコール器具の一斉巡回点検不備、マンションや飲食店等のCO中毒は広範囲の死傷事故になり、また高齢者への点検詐欺も予想されることから、点検員はLPと同様に国家資格にすべきです。**

■ガスは一般商品と違い品質が同一で給湯などに代替性もないために、安全を前提での消費者の期待は“低廉な継続料金”を選択できることです。
最大の不安は歯止めのない料金値上ですが、今回、経過措置として海外の多くと同様に規制料金が残り、それより安い料金設定も自由に可能となり安心しました。

■しかし今後の最大の懸念は、経過措置の対象及び解除となる既存一般ガス事業者の選定基準となる「競争状態」に関する指標の実質的な骨抜きです。
例えば、競争状態の指標は「都市ガスの利用率75% 以下（Ｐ１５）との意見もあります。
そうなると、家庭消費者が百万件の西部ガスも含めた9割のガス事業者の料金規制は一斉に廃止されることになり、75%が市場独占率の基準とは全く容認できません。

料金規制経過措置の撤廃基準は骨抜きにならないか？

■台所などでは一般ガスの競争力も大きく（Ｐ１６）、家庭消費者件数も順調に増加している導管卸先ガス事業者も多数あります（Ｐ１７）。

また同じガス事業者でも、地方により供給区域内の市街地と郊外では独占力も違うことから、**特に一般ガスの新規参入がない地方ガス事業者に対する他燃料との競合基準による経過措置の対象範囲は、**電力料金のような事業者エリア全体ではなく市区町村単位でのガス利用率（Ｐ１５）や新築ベースでの都市ガス採用率など、きめ細かく厳格な基準とすべきだと思います。

■既存一般ガス事業者に関する独占率の基準策定は、消費者団体と共に公正取引委員会や消費者庁も参加した委員会で決める、と事務局からもご明言頂いています。

その上で、**経過措置の撤廃後も電力・ガス取引監視等委員会で競争状態を監視して、「再び基準未達となった場合は速やかに経過措置に戻すこと」を国会付帯決議して頂くよう強くお願いする次第です。**

■最後に、熱事業は都市ガスに比べ約３万世帯と少ない家庭消費者ながら、集合住宅給湯の必需性や熱料金への受止めを十分に踏まえた安心できる改革案だと評価致します。

以上です。

【参考】地域により大きく違うガス事業者の都市ガス利用率

■一般ガス事業者グループ別の供給区域内都市ガス利用率（経産省資料から作成）

＊利用率＝供給区域内の検針調定数÷世帯数

調達・供給設備の状況	供給区域内利用率	利用率別事業者数				
		0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	計
多数のLNG基地・大規模導管網	79.2%	—	—	1	2	3
LNG基地1、2か所・一定規模導管網	57.5%	—	1	5	—	6
導管による卸で調達	55.6%	4	49	42	23	118
ﾀﾝｸﾛｰﾘｰ・鉄道貨車による調達	43.6%	8	47	24	3	82
全国計	69.3%	12	97	72	28	209

■四国ガスの供給区域内利用（普及）率　（出典：平成24年ガス事業年報より作成）

⇒同じガス事業者の供給区域でも県市区町村によって利用率（普及率）は大きく相違

地　域	合　計	愛媛県	香川県	高知県	徳島県
ﾒｰﾀｰ数（件）	273，173	84，138	98，575	47，376	43，084
利用率	54.3%	45.4%	63.9%	50.4%	62.4%

■経産省に毎年、作成提出する供給計画における供給区域内家庭用普及率欄

平成２６年度供給計画（平成２６～２８年度）

様式第一　普及計画

事業者名　大多喜ガス株式会社

	市区町村名			茂原市				行政区域面積		100.0km2
	項目＼年度			24年度（実績）	25年度（実績見込）	26年度（初年度）	27年度	28年度	年度	年度
既存の供給区域	供給区域面積		km2	57.8	57.8	57.8	57.8	57.8		
	供給区域内一般世帯数		戸	32,927	33,201	33,475	33,749	34,163		
	供給区域内ガスメーター	年度末家庭用取付数	個	23,868	23,827	23,726	23,579	23,426		
		対前年度伸び率	%	-0.2	-0.2	-0.4	-0.6	-0.6		
		年度末取付総数	個	25,919	25,868	25,759	25,600	25,434		
		年度末家庭用取付率	%	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1		
	普及率	供給区域内全体普及率	%	78.7	77.9	76.9	75.9	74.4		
		供給区域内家庭用普及率	%	72.5	71.8	70.9	69.9	68.6		
	導管延長	供給区域内	m	532,577	533,610	534,995	536,442	537,346		
		対前年度伸び率	%	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2		
		供給区域外	m	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250		
	市区町村名			茂原市				行政区域面積		100.0km2
	項目＼年度			24年度（実績）	25年度（実績見込）	26年度（初年度）	27年度	28年度	年度	年度
増加予定供給区域	供給区域面積		km2			0.0	0.0	0.3		
	供給区域内一般世帯数		戸			0	0	140		
	供給区域内ガスメーター	年度末家庭用取付数	個			0	0	0		
		年度末取付総数	個			0	0	0		
		年度末家庭用取付率	%			0.0	0.0	0.0		
	普及率	供給区域内全体普及率	%			0.0	0.0	0.0		
		供給区域内家庭用普及率	%			0.0	0.0	0.0		
	導管延長	供給区域内	m					196		
		供給区域外	m					620		
	市区町村名			茂原市				行政区域面積		100.0km2
	項目＼年度			24年度（実績）	25年度（実績見込）	26年度（初年度）	27年度	28年度	年度	年度
増加後供給区域	供給区域面積		km2	57.8	57.8	57.8	57.8	58.1		
	供給区域内一般世帯数		戸	32,927	33,201	33,475	33,749	34,303		
	供給区域内ガスメーター	年度末家庭用取付数	個	23,868	23,827	23,726	23,579	23,426		
		年度末取付総数	個	25,919	25,868	25,759	25,600	25,434		
		年度末家庭用取付率	%	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1		
	普及率	供給区域内全体普及率	%	78.7	77.9	76.9	75.9	74.1		
		供給区域内家庭用普及率	%	72.5	71.8	70.9	69.9	68.3		
	導管延長	供給区域内	m	532,577	533,610	534,995	536,442	537,542		
		供給区域外	m	1,250	1,250	1,250	1,250	1,870		

【参考】厨房・給湯は都市ガス、LP、電気のいずれかを選択。そこでは都市ガスは伸びている。

家庭部門の用途別エネルギー消費状況を見ると、直近のデータ＜図表A＞として2012年度でのシェアは、動力・照明・冷房（約40%）、給湯・厨房（約36%）、暖房（24%）となっており、これらの用途割合別の熱源消費量により、合計の熱源別消費割合は計算される。
従って、**ここで掲げられた＜図表46＞「家庭用部門合計」のデータを以て「都市ガスの比率は約2割にとどまる」として都市ガスの競合が厳しいと断じるのは早計である。**
なぜならば、家庭部門における熱源の選択肢について、冷房や冷蔵庫などの動力・照明は「電気のみ」、厨房と給湯は「LPガス・都市ガス・電気・灯油など熱源のいずれか一つ」、暖房は「それら複数熱源」の総和である。ほぼ熱源が電気のみである動力・照明など約4割の用途を含めて家庭用部門全体を計算すると、都市ガスのシェアが電気に比べてもともと低いのは必然なのである。
（出典：社会保障経済研究所石川所長ブログ）ttp://blog.livedoor.jp/kasumigaseki_soken/archives/cat_1017054.html **抜粋**

【図表 46】家庭用エネルギー源別エネルギー消費量割合

縦軸：年度、横軸：割合（%）

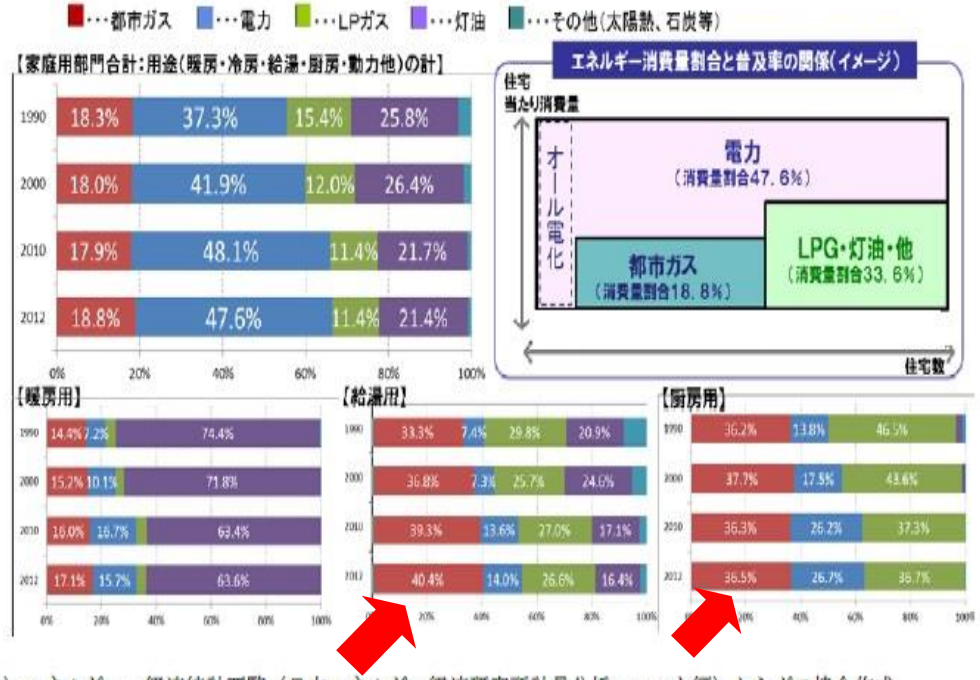

（出典）エネルギー・経済統計要覧（日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編）からガス協会作成

図表A　出典：経済産業省

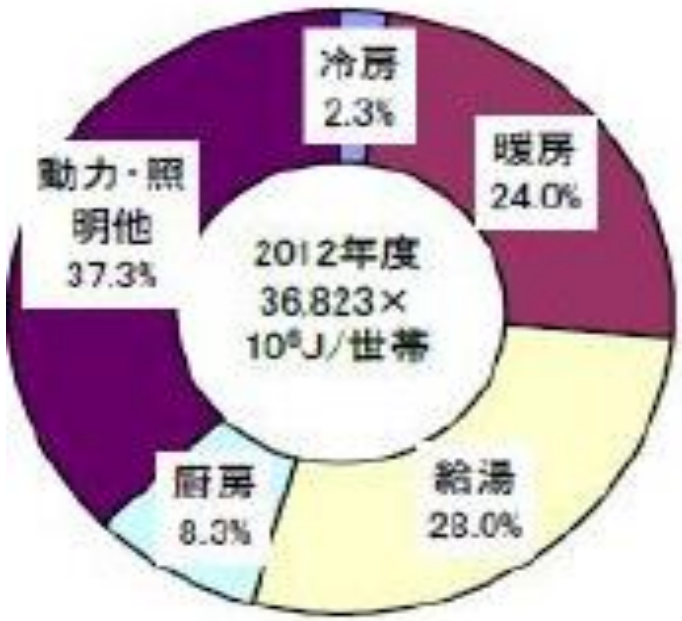

【参考】他燃料との競合力のある一般ガス事業者像

■導管卸受地方事業者の家庭消費者は堅調に増加。導管からの孤立事業者は衰退傾向。

家庭用取付メーター個数規模別の個数増減率[2013/3対2008/3]　別ガス事業者数一覧　　出典　社会保障経済研究所　石川和男所長　2015.8.20　学習会　資料抜粋

取付ﾒｰﾀｰ数 増減率	~5,000個	~10,000個	~50,000個	~100,000個	100,000個~	計
≧15%	2 大武・仙南		3 京和・北日本・日本	1 新日本		6 (3%)
15%＞ ≧10%	2 湯河原・伊奈都市	1 中遠	1 筑波学園	1 大東	1 東彩	6 (3%)
10%＞ ≧5%	3 袋井・伊藤忠ｴﾈ・甲賀協同	5 直方・吉田・日高都市 松栄・津島	5 武陽・昭島・青梅・南日本・太田都市	2 長野都市・東日本	3 東京・京葉・武州	1 8 (9%)
5%＞ ≧2%	1 十和田	1 埼玉	1 0 厚木・坂戸・野田・入間・足利・大網白里・幸手都市・ 西武鷲宮・伊勢崎	3 習志野・ 大和・沖縄	5 大阪・東邦・中部・ 千葉・大多喜	2 0 (10%)
2%＞ ≧0%	5 御殿場・のしろエネ・伊丹 五条・鬼怒川	4 犬山・鳥栖 館林・出雲	1 2 東海・蒲原・筑紫・河内長野・佐賀・熱海・角栄・大垣 弘前・秦野・東金市・本庄		1 北陸	2 2 (10%)
0%＞ ≧▲2%	1 3	3	1 2	2	4	3 4 (16%)
▲2%＞ ≧▲5%	2 4	1 1	1 5	2	7	5 9 (28%)
▲5%＞ ≧▲10%	1 0	8	1 0	2		3 0 (14%)
▲10%＞	9	2	3			1 4 (7%)
計	6 9	3 5	7 1	1 3	2 1	2 0 9 (100%)

・事業者名は順不同。家庭用メーター個数規模は2013/3時点
・下線ガス事業者は、ガス事業便覧で卸供給の相手方として記載がある事業者　　出典）ガス事業便覧、ガス事業統計年報

【参考】ガス自由化に関する各消費者団体との勉強会

■何度も各消費者団体に勉強会を開催してもらいました。

会　合　名	日時	主　催	講　義　事　例
ガス料金制度の仕組みと 見直しの方向性について	平26年 1月21日	全国消団連	・家庭エネルギー価格推移実態 ・内々価格差3.7倍、対LP価格差1.9倍 ・不透明なＬＰ取引
ガス体エネルギー 制度改革の考え方	1月21日	公益事業学会 ｶﾞｽ制度研究会	・海外のガス自由化と料金増嵩実態 ・営業費高等による対米内外価格差4.6倍 ・家庭用ガス保安規制と事故発生状況
(ガス制度研究会シンポジウム) ガス事業改革と消費者保護	3月18日	公益事業学会 ｶﾞｽ制度研究会	・不十分な競争による”規制なき独占”と料金値上げ ・LP取引実態の先例と都市ガス自由化 ・補充的上限料金や最終保障規制の必要性
都市ガス自由化学習会	4月23日	主婦連合会	・料金規制の失敗とガス自由化による消費者利益 ・ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ等のｾｲﾌﾃｨﾈｯﾄ、保安のあり方 ・自由化による消費者全体利益と赤字ｻｰﾋﾞｽ値上げ
ガスシステム改革とガス料金自由化 の方向性について	6月3日	全国消団連	・天然ｶﾞｽの将来性及び利用と一般ｶﾞｽの現状 ・日本の小売自由化実態とｶﾞｽｼｽﾃﾑ改革の検討状況[横島ガス課長] ・英国の価格比較ｻｲﾄ事例と欧州の供給者変更率
ガスシステム改革における 消費者保護	8月20日	消費者団体有志	・料金認可規制廃止や届出制に関する課題 ・家庭用ガスにおける他燃料競合の地域格差 ・欧州ガス自由化と家庭規制料金維持の状況
ガスシステム改革	9月 2日	全国消団連	・ガス小委員会の議論経過と今後の検討内容[横島ガス課長] ・託送料金の消費者参画と市場監視の実施組織 ・自由化における三段階料金のA料金の位置づけ
ガス自由化について	9月26日	ＮＡＣＳ	・ガス小委員会の議論経過と今後の検討内容[横島ガス課長]

【参考】ガス自由化に関する緊急内部アンケート結果

■審議会で自由化に伴う消費者保護撤廃の論点が出されたので、その是非のアンケート実施

○消費者問題に意識の高い地域消費者団体関係者を中心に「ガスシステム改革に関する意識調査」を実施した。約一週間での短期間で回答数は少ないが、論点により回答が集中する傾向があり、都市ガス消費者全体の意識を反映しているのでは、と考えます。今後は的確な消費者意識を把握するためにも、「電気小売自由化に関する国民意識調査（2014 年 4 月 5～7 日：1500 サンプル）」のようなアンケートの必要性を感じました。

【調査方法】

■調査対象　全国消団連、日消協、東京消団連、日本生協連、NACS 個人会員で一般ガス事業者の利用者

■調査方法　各消費者団体経由での個人会員への電子メールと FAX 調査

■調査期間　8 月 18 日～8 月 26 日

■質問項目　利用ガス事業者名、電気・ガス小売自由化の認知度、ガス小売自由化の期待と不安内容、料金と最終保障サービス規制・消費者保安の分担

■添付資料　・これまでの審議の整理(小委員会資料の関連個所抜粋)
・全国消費者団体連合会の「ガスシステム改革に対する意見」

■回答数　72 件(他に利用ガス事業者無記名と LP 利用者の計 5 件は除外)

【調査結果】

□**ほぼ９割に認知される電力自由化と比べ、ガス自由化について回答者の７割が知らないとの回答であった。**

□ガス自由化への期待と不安では、『ガス料金』の低廉化の回答が４割以上を占め、次に料金メニューやサービス多様化など小売事業者選択肢の拡大への期待が大きい回答がある反面、料金値上げや勧誘の過熱、あるいは標準的な価格指標の不透明さ等の様々な不安も一様にある回答となった。

□**８割が現行同様の料金規制維持か電気と同様の経過措置、また９割が最終保障サービスを望む回答であった。**

□消費者保安は自由化の不安内容の 1/4 を占めていながら、導管事業者が一括して実施すべきとの回答が半数を占めたものの、小売事業者への一括または部分実施も含めた回答数も拮抗した回答結果となった。